



茨城県報

第 1 9 6 7 号

平成20年 4 月10日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県理容師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 2

茨城県美容師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 2

告 示

使用料の徴収事務の委託 (生活文化課) 3

証明手数料その他の収入金の徴収事務の委託 (医療対策課) 3

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第 2 項の規定による医療機関の指定
及び指定の辞退 (保健予防課) 4

介護老人保健施設の許可 (3 件) (長寿福祉課) 4

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (障害福祉課) 5

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (2 件) (障害福祉課) 6

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の指定 (障害福祉課) 6

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) の辞退 (障害福祉課) 7

大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 7

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課) 9

農地保有合理化事業実施規程の変更の承認 (農政企画課) 17

種畜証明書の交付 (畜産課) 18

道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 18

道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課) 19

茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計第一課) 20

土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) 20

土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所) 21

土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所) 21

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課) 21

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 22

応急入院指定病院の指定 (障害福祉課) 23

公共測量の終了 (2 件) (用地課) 23

常陸那珂港湾計画の変更の概要 (港湾課) 23

都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 24

開発行為の工事完了 (9件) (建築指導課)	24
道路の位置の指定 (建築指導課)	26
(病 院 局)	
落札者等の公示.....	26
(教 育 長)	
落札者等の公示.....	26
正 誤	
平成20年 3月31日付け茨城県報第1964号中.....	28
平成20年 3月31日付け茨城県報号外第31号中.....	28

規 則

茨城県規則第49号

茨城県理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県理容師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県理容師法施行細則 (平成10年茨城県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定する身体障害者福祉センター

第6条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同条第6号中「第7条第22項」を「第8条第25項」に、「同条第23項」を「同条第26項」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第22項に規定する福祉ホーム

(6) 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

第6条中第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設

(8) 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

第7条第3号中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第50号

茨城県美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県美容師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県美容師法施行細則（平成10年茨城県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号を次のように改める。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センター

第 6 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、同条第 6 号中「第 7 条第22項」を「第 8 条第25項」に、「同条第23項」を「同条第26項」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(5) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第 5 条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第22項に規定する福祉ホーム

(6) 障害者自立支援法附則第41条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

第 6 条中第 7 号を第 9 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(7) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設

(8) 障害者自立支援法附則第58条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

第 7 条第 3 号中「厚生労働大臣」を「知事」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第542号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県立県民文化センターに係る使用料の徴収事務を委託した。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者 財団法人いばらき文化振興財団
- 2 委託に係る使用料 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第49号）第 8 条の規定に基づく使用料
- 3 委託期間 平成20年 4月 1 日から平成21年 3月31日まで

茨城県告示第543号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり茨城県立つくば看護専門学校に係る証明手数料その他の収入金の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者 財団法人筑波メディカルセンター
- 2 委託に係る証明手数料等 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第 9 号）に規定する証明手数料その他の収入金

3 委託期間 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

茨城県告示第544号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、次の医療機関を指定し、同条第8項の規定により、次の医療機関は、指定を辞退したので公告する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

【申請】 7件

	管轄保健所	名称	所在地	指定年月日
1	鉾田	医療法人東湖会 鉾田病院	鉾田市安房1650 - 2	平成20年 1月 1日
2	鉾田	ほこた薬局	鉾田市安房1650 - 4	平成20年 1月 1日
3	潮来	さつき薬局本店	鹿嶋市宮中4210 - 2 - 2	平成20年 4月 1日
4	潮来	さつき薬局2号店	鹿嶋市宮中4206 - 1 - 3	平成20年 4月 1日
5	竜ヶ崎	オアシス薬局	稲敷市上根本3391 - 2	平成20年 2月27日
6	土浦	パワー調剤薬局石岡店	石岡市杉並 2 - 2 - 18	平成19年11月28日
7	古河	芝田クリニック	猿島郡五霞町山王368 - 1	平成20年 1月 1日

【辞退】 6件

	管轄保健所	名称	所在地	辞退年月日	辞退理由
1	潮来	さつき薬局本店	鹿嶋市宮中4210 - 2 - 2	平成20年 3月31日	開設者の変更
2	潮来	さつき薬局2号店	鹿嶋市宮中4206 - 1 - 3	平成20年 3月31日	開設者の変更
3	竜ヶ崎	青木医院	龍ヶ崎市大徳町1298 - 3	平成19年12月31日	廃止
4	つくば	根本医院	つくば市大曾根宿西4076 - 1	平成20年 3月14日	廃止
5	常総	有限会社石塚薬局	常総市水海道栄町2657 - 3	平成20年 1月30日	開設者高齢のため
6	古河	芝田クリニック	猿島郡五霞町山王368	平成12年10月 1日	開設者の変更（法人化）

茨城県告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125条）第11条第2項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0852580026	医療法人 芳栄会	大曾根 卓	茨城県常陸大宮市栄町1345番地	介護老人保健施設 プラタナスの丘	常陸大宮市宇留野3109番地	平成20年 3月24日	介護老人保健施設

茨城県告示第546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125条）第11条第2項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0850180084	医療法人 鳳香会	林 義 智	茨城県水戸市東前2丁目28番地	介護老人保健施設 大串の里	水戸市大串町584番1	平成20年4月1日	介護老人保健施設

茨城県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125条）第11条第2項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0852780014	医療法人社団 広文会	秋 本 優	稲敷市阿波1299	介護老人保健施設 いなしきの郷	稲敷市佐原組新田1378-1	平成20年4月1日	介護老人保健施設

茨城県告示第548号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0812100147	KUINA	茨城県ひたちなか市長砂1561-4	社会福祉法人 町にくらす会	茨城県ひたちなか市長砂1561-4	平成20年4月1日	就労継続支援 (A型)

茨城県告示第549号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0812100089	ハートケアセンターひたちなか	茨城県ひたちなか市柳沢2831	社会福祉法人はまぎくの会	茨城県ひたちなか市柳沢2831	平成20年4月1日	自立訓練(生活訓練)就労移行支援就労継続支援(B型)

茨城県告示第550号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0813300035	幸の実園	茨城県那珂郡東海村石神内宿1213	社会福祉法人愛信会	茨城県那珂郡東海村石神内宿1213	平成20年4月1日	生活介護就労移行支援施設入所支援

茨城県告示第551号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0813300027	第二幸の実園	茨城県那珂郡東海村石神内宿2382-1	社会福祉法人愛信会	茨城県那珂郡東海村石神内宿1213	平成20年4月1日	生活介護就労移行支援施設入所支援

茨城県告示第552号

次の医療機関等について、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(更生医療及び育成医療)の指定をしたので告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	指 定年月日
西山薬局	日立市滑川町2-7-3	薬局(調剤)	西山 幸 雄	平成20年4月1日
南山堂薬局石岡本店	石岡市東府中13458-92	薬局(調剤)	渡 部 理 之	平成20年4月1日
こうやだい薬局	つくば市高野台2-15-23	薬局(調剤)	栗 田 るみ子	平成20年4月1日
オアシス薬局	稲敷市上根本3391-2	薬局(調剤)	杉 野 三千代	平成20年4月1日

名 称	所 在 地	担当する 医療の種類	管理薬剤師 の 氏 名	指 定 年月日
つばさ薬局谷河原店 (開設者： 株式会社アイセイ薬局 東京 都中央区日本橋蛸殻町2 - 14 - 5)	常陸太田市谷河原町1180 - 4	薬局 (調剤)	大 橋 雅 人	平成19年 8月1日

茨城県告示第553号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第59条第1項の規定に基づき指定を受けた、指定自立支援医療機関 (更生医療及び育成医療) から、同法第65条の規定により次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	担当する 医療の種類	管理薬剤師 の 氏 名	辞 退 年月日
つばさ薬局谷河原店 (開設者： 株式会社メディカルキャスト 常陸太田市稲木町893 - 1)	常陸太田市谷河原町1180 - 4	薬局 (調剤)	橋 本 裕 幸	平成19年 7月31日

茨城県告示第554号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベイシア

代表取締役 高 山 正 雄

(2) 住所

群馬県前橋市亀里町900番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア神栖店

神栖市大野原4 - 8 - 67

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 10,330m²

(変更後) 11,830㎡

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 1,000台

(変更後) 収容台数 900台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 281台

(変更後) 収容台数 305台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 240㎡

(変更後) 面積 299㎡

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 73㎡

(変更後) 容量 91㎡

(3) 変更する年月日

平成20年11月30日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ベイシア	群馬県前橋市亀里町900	高山 正 雄
株式会社ベイシア電器	群馬県前橋市亀里町900	土屋 嘉 雄
株式会社キング	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2 - 1	山田 幸 雄
株式会社ティムティム	千葉県香取市小見川5726 - 3	藤木 慎 一
黒田商事株式会社	千葉県銚子市笠上町7162 - 2	黒田 隆
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中区栄 3 - 15 - 37	鈴井 桂 夫
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1 - 32 - 13	曲 淵 恵美子
株式会社協和バック	東京都千代田区東神田 2 - 10 - 16	若松 よう子
有限会社広楽園	神栖市高浜2464 - 2	佐藤 広 一
株式会社スイートガーデン	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566 - 1	小池 和 則
JBS食品株式会社	千葉県成田市本三里塚1001 - 649	遊 佐 孜

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分～午後 9時30分

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時～午後 6時

(エ) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

3 届出年月日

平成20年 3月28日

茨城県告示第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

川井ビル

かすみがうら市稲吉 2 丁目2613番158 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 3月 3 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

（変更前） ギガスケーズデンキ株式会社

（変更後） 株式会社ケーズホールディングス

(3) 届出年月日

平成20年 2月 5 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第556号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新下妻ショッピングセンター

下妻市堀籠972 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成19年12月 3 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 22,078 m^2

(変更後) 31,108 m^2

(イ) 駐車場の収容台数

(変更前) 1,835台

(変更後) 2,466台

(ロ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 133台

(変更後) 187台

(ハ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 136 m^2

(変更後) 276 m^2

(ニ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 190 m^3

(変更後) 119 m^3

(ホ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第 1 駐車場 24時間 (一部午前 8 時45分 ~ 午後11時15分)

第 2 駐車場 午前 8 時45分 ~ 午後11時15分

第 3 駐車場 午前 8 時45分 ~ 午後11時15分

第 4 駐車場 午前 8 時45分 ~ 午後11時15分

(変更後・追加)

第 1 駐車場 (変更なし)

第 2 駐車場 (変更なし)

第 3 駐車場 (変更なし)

第 4 駐車場 (変更なし)

第 5 駐車場 午前 8 時45分 ~ 午後 9 時

第 6 駐車場 午前 8 時45分 ~ 午後 9 時

第 7 駐車場 午前 8 時45分 ~ 午後 9 時

第 8 駐車場 午前 8 時45分 ~ 午後 9 時

(ヘ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所

(変更後) 8 箇所

(セ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 午前 4 時 ~ 午後11時

(変更後) 荷さばき施設 午前 4 時 ~ 午後11時

荷さばき施設 午前 6 時 ~ 午後 9 時

ウ 届出年月日

平成19年11月13日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
下妻市	1 周辺道路における交通安全確保 2 駐車車両のアイドリング停止 法律並び条例に基づく特定施設の届出 3 店舗周辺におけるゴミの散乱防止 4 警備等の徹底 5 利用時間帯以外の駐車場閉鎖	1 周辺道路は小中学校の通学路に指定されているため、児童・生徒の通学の安全を確保したい。また、隔地駐車場へ往来する車両が増えると見込まれるので、来客に対し周辺道路における交通安全の呼びかけも必要と思われる。 2 茨城県生活環境の保全等に関する条例106条の自動車等の駐車時の原動機の停止という趣旨に基づくもの。騒音規制法施行例別表第1に該当するものは法による届出を、下妻市公害防止条例施行規則別表1に該当するものは市条例による届出が義務付けられているため。 3 来客が、隔地駐車場と店舗との往來の途中でゴミを捨てる可能性があるため。 4 青少年が群れ集まることに起因する事件・事故が発生する恐れがあるため。 5 進入した車両が騒音を発生させたり、若者が群れ集まる可能性があるため、24時間営業の深夜使用する駐車場以外の駐車場の確実な閉鎖が必要と思われる。

茨城県告示第557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

第1 ステーションコム 水戸河和田店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ステーションコム 水戸河和田店

水戸市河和田町3891番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年 9月10日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号	成 沢 潤 治
株式会社ジャパンミート	東茨城郡小川町小川956	境 弘 治
株式会社八百邦	水戸市中丸町157 - 4	田 所 日出男
株式会社兼高	水戸市青柳町4566	小 池 一 良
東京惣菜株式会社	福岡県北九州市門司黄金町 6 - 28	森 田 正 昭
有限会社サンジン	水戸市河和田町3891 - 2	田 所 日出男

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 4月10日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,689m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 280台
- (イ) 駐輪場の収容台数 82台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 74m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 17m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 0 時
 - (閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間 (一部午前 9 時 ~ 午後 9 時)
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
10箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成19年 8月 9日

2 意見の概要

意見なし

第 2 ドラッグストアクラモチ八千代南店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアクラモチ八千代南店
八千代中央地区 (第一工区) 64街区 1 画地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年 8 月30日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社倉持薬局	坂東市沓掛1633番地	倉 持 茂 通

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 4 月10日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,814m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 93台
- (イ) 駐輪場の収容台数 50台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 60m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 28m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前10時
(閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 0 時 ~ 午前10時

キ 届出年月日

平成19年 8 月 9 日

2 意見の概要

意見なし

第 3 (仮称) ワンダーグー水戸笠原店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ワンダーグー水戸笠原店

水戸市笠原町477番 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年 9月18日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	宇津木 雅 美

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 4月28日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,962m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 87台
- (イ) 駐輪場の収容台数 68台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 65m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 13m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前10時
 - (閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分 ~ 翌午前 0 時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午前10時

キ 届出年月日

平成19年 8月27日

2 意見の概要

意見なし

第 4 (仮称) ニトリ日立店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリ日立店

日立市城南町794番 1 外

- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年 9月18日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社二トリ	北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番80号	似 鳥 昭 雄
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 5月 1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,663m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 227台

(イ) 駐輪場の収容台数 66台

(ウ) 荷さばき施設の面積 520m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 69m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成19年 8月31日

2 意見の概要

意見なし

第 5 ワンダーグーひたちなか店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグーひたちなか店

ひたちなか市中根3325番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年10月25日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	宇津木 雅 美

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 5月28日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,591m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 150台
- (イ) 駐輪場の収容台数 105台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 70m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 18m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前10時
 - (閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分 ~ 午前 0 時30分 (一部午後 9 時)
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
7箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午前 9 時30分

キ 届出年月日

平成19年 9月27日

2 意見の概要

意見なし

第 6 ツルハ銚田店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハ銚田店

銚田市新銚田 2 - 19 - 3

- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成19年10月11日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目 1 - 21	鶴 羽 樹

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 5月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,119m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 100台
- (イ) 駐輪場の収容台数 32台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 48m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 12m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時
 - (閉店時刻) 午後10時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分 ~ 午後10時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成19年 9月28日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第558号

財団法人茨城県農林振興公社の農地保有合理化事業実施規程の変更については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成20年 3月31日に次のとおり承認したので公告する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農地保有合理化事業の実施区域

公社が行う農地保有合理化事業の実施区域は、本県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地売渡信託等事業
- (3) 農地貸付信託事業
- (4) 農業生産法人出資育成事業
- (5) 研修等事業

茨城県告示第559号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第（2）号の規定による平成19年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の発行を受けた畜種は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

臨時種畜検査名簿

証明書 交付番号	名前	品種	生年月日	飼養者	
				住所	氏名
平19茨臨 南第1号	ダイワレイダース	サラブレッド種	平成11年 5月6日	稲敷市	栗山道郎

茨城県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 4月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大和田桃浦停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方市羽生字筈崎1296番22地先から 行方市羽生字池下2421番地先まで	旧	メートル 最大 9.5 最小 4.0	メートル 1,954	
	新	最大 32.2 最小 12.0	1,954	現道拡幅
行方市羽生字池下2421番地先から 行方市羽生字地蔵堤566番1地先まで 行方市羽生字池下2421番地先から 行方市羽生字地蔵堤566番1地先まで 行方市羽生字池下2421番地先から 行方市羽生字池下2418番地先まで	旧 (A)	メートル 最大 6.0 最小 4.0	メートル 95	バイパス新設
	新 (A) (B)	最大 6.0 最小 4.0 最大 21.1 最小 17.0	95 74	

茨城県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 4月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内町源清田2121番 1地先から 稲敷郡河内町源清田2148番 1地先まで	旧	メートル 最大 9.6 最小 8.2	メートル 40	
	新	最大 13.0 最小 13.0	40	現道拡幅

茨城県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 4月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 銚田市大蔵246番 1地先から
銚田市大蔵117番 1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月10日

茨城県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 4月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 銚田茨城線
- 2 供用開始の区間 銚田市舟木97番11地先から
銚田市舟木97番11地先まで
銚田市舟木85番 8地先から
銚田市舟木81番 4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月10日

茨城県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 4月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
 2 供用開始の区間 守谷市大柏字新田678番14地先から
 守谷市大柏字新田674番 2 地先まで
 3 供用開始の期日 平成20年 4 月10日

茨城県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 4 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 4 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 結城板東線
 2 供用開始の区間 結城郡八千代町若1352番 1 地先から
 結城郡八千代町若2013番地先まで
 3 供用開始の期日 平成20年 4 月10日

茨城県告示第566号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成20年 4 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成20年 3 月31日
 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
 水戸市杉崎803
 小 島 松 雄

茨城県告示第567号

神栖市矢田部6515番地に事務所を置く波崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 4 月10日

茨城県銚田土地改良事務所長 小 室 清

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	塚 本 茂	神栖市太田4558番地 2

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	阿 部 文 雄	神栖市石神652番地 1

茨城県告示第568号

下妻市から平成19年12月26日付けで協議のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）肘谷地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により平成20年3月18日付けで同意した。

平成20年4月10日

茨城県筑西土地改良事務所長 友 部 謹 巖

茨城県告示第569号

古河市から平成20年2月28日付けで協議のあった、大和田西部地区土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金・農道整備）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年3月18日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議の申出をすることができる。

平成20年4月10日

茨城県境土地改良事務所長 根 本 均

1 縦覧に供する書類

大和田西部地区土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金・農道整備）計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年4月11日から平成20年5月13日まで

3 縦覧の場所

茨城県境土地改良事務所

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スリーアール茨城

3 代表者の氏名

宮 田 礼 彰

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市住吉町269番地3

5 従たる事務所の所在地

茨城県水戸市見和 3 丁目568番地 3

6 定款に記載された目的

この法人は、産業・環境・福祉・教育・健康などあらゆる社会の領域において環境保全活動に取組み、暮らしよい町の実現に向け環境と経済の調和・環境保全と地域振興・福祉の両立、資源循環型社会の構築をし、普及活動及びそのための人材を育成し高齢者・障害者等が権利の擁護・労働の確保等に関する事業を行い、産業・環境・福祉・教育の推進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年6月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成20年 4月 2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 新川水辺交流会

## 3 代表者の氏名

古 富 泰 行

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市小松ヶ丘町 3 番 2 号

## 5 従たる事務所の所在地

茨城県土浦市田中町115番地

## 6 定款に記載された目的

この法人は、霞ヶ浦及び周辺河川、周辺地域に対して、水の浄化活動や自然環境型地域づくりに関する事業を行い、地域社会における広義なる環境保全に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成20年5月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成20年 3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢遊児園

(設立認証：平成17年 2月22日，設立：平成17年 3月 8日)

3 代表者の氏名

入 江 曙 美

4 主たる事務所の所在地

茨城県坂東市大字辺田954番地の 8

5 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする児童の適切な保護に関する事業を行い、また、生活の諸問題等を抱えている人たちに総合的に解決するための相談や助言を行うことで、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫をし、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

~~~~~  
応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 4 の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称 茨城県立友部病院

所 在 地 茨城県笠間市旭町654

指定年月日 平成20年 4月 1日

~~~~~  
公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 かすみがうら市

2 作業の種類 公共測量 都市計画基本図作成

3 作業終了日 平成20年 3月25日

4 作 業 地 域 かすみがうら市全域

~~~~~  
1 測 量 機 関 茨城町

2 作業の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影 撮影縮尺 1：5,000）

3 作業終了日 平成20年 3月25日

4 作 業 地 域 茨城町全域

~~~~~  
常陸那珂港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、常陸那珂港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成20年 4月10日

常陸那珂港港湾管理者 茨城県
 代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 港湾計画の変更の概要

平成 8 年 5 月 7 日付け茨城県報第750号により、その概要を公告した常陸那珂港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 外郭施設計画

防波堤

地 区 名	名 称	延長 (メートル)
中央埠頭	防波堤 (波除)	330

2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市笠原町978番 6 茨城県土木部港湾課

都市計画の図書の縦覧

日立都市計画地区計画の決定に伴い、日立市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画 (平沢地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市里野宮町字西田1325番 2

2 事業主の住所及び氏名

那珂市後台3115番地 4

見 代 隆

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市門部字南坪2740番 1 の一部, 2769番 1

2 事業主の住所及び氏名

那珂市福田1819番地 5

那珂市長 小 宅 近 昭

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字石神内宿字町池2355番 5

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字石神内宿2336番地21

東海村石神内宿一区自治会

自治会長 江 田 五 六

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字藤ヶ作2125番98

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松2118番地35 (サンシャインガーデン A - 102)

岡 本 和 孝, 岡 本 靖 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市六斗蒔8734番 3, 8735番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市若柴町1019番地 5

本 谷 和 己, 本 谷 みち子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市乙子字針山333番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

守谷市本町3512番地

長 塚 令 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市松並字溜2024番116

- 2 事業主の住所及び氏名

守谷市百合ヶ丘二丁目2754番地の 8

小 島 基 史

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5097番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見4507番地 1

武 本 洋 典, 武 本 麻依子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市岩井字宅地後2335番10

2 事業主の住所及び氏名

坂東市弓田2633番地 9

張 替 雅 志

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年 4月10日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 536 号	平成20年 3月31日	村田 ふく	小美玉市羽鳥2895番地 3	小美玉市羽鳥字花館 2895番203	メートル 6.15	メートル 96.63

(病 院 局)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年 4月10日

茨城県病院事業管理者 古 田 直 樹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 特A重油 J I S 1種1号 622キロリットル (予定数量)
- 2 担当部局 茨城県病院局経営管理課
茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札決定日 平成20年 3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所 橋本産業株式会社
茨城県水戸市笠原町1476 - 1 番地
- 5 落札価格 78円20銭 (1 リットル当たり, 消費税及び地方消費税抜き額)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成20年 2月14日
- 8 落札方式 最低価格

(教 育 長)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年 4月10日

茨城県教育委員会教育長 鈴 木 欣 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - (1) 茨城県立水戸養護学校スクールバス運行業務一式
 - (2) 茨城県立内原養護学校スクールバス運行業務一式

- (3) 茨城県立大子養護学校スクールバス運行業務一式
 - (4) 茨城県立土浦養護学校スクールバス運行業務一式
 - (5) 茨城県立下妻養護学校スクールバス運行業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県教育庁特別支援教育課
茨城県水戸市笠原町978番 6
 - 3 落札者を決定した日
 - (1) 1 (1), (3), (4)及び(5)に係る業務
平成20年 3月14日
 - (2) 1 (2)に係る業務
平成20年 3月27日
 - 4 落札者の氏名及び住所
 - 1 (1)に係る業務
常南交通株式会社
石岡市国府 7丁目 8番 5 - 301号
 - 1 (2)に係る業務
茨城オート株式会社
水戸市袴塚 3丁目 5番36号
 - 1 (3)に係る業務
茨城オート株式会社
水戸市袴塚 3丁目 5番36号
 - 1 (4)に係る業務
常南交通株式会社
石岡市国府 7丁目 8番 5 - 301号
 - 1 (5)に係る業務
常南交通株式会社
石岡市国府 7丁目 8番 5 - 301号
 - 5 落札金額
 - (1) 1 (1)に係る業務 7,450,800円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (2) 1 (2)に係る業務 5,565,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (3) 1 (3)に係る業務 23,570,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (4) 1 (4)に係る業務 30,019,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (5) 1 (5)に係る業務 6,419,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成20年 2月25日
 - 8 落札方式
最低価格
- ~~~~~

 正 誤

平成20年3月31日付け茨城県報第1964号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
29	下から3	第1号	第2号
30	上から12	第2号	第3号
30	上から28	第3号	第4号

~~~~~

平成20年 3月31日付け茨城県報号外第31号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤            | 正              |
|-----|------|--------------|----------------|
| 1   | 下から5 | 省令第5条第4項の規則で | 4 省令第5条第4項の規則で |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
 (休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)